

知っ得 6 国保!



Q8

高額療養費制度と
限度額適用認定証って？

同一月（1日から末日まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合に、一定の金額（自己負担限度額）を超えて病院の窓口などで支払った額を払い戻せる制度が「高額療養費制度」です。

病院の窓口などで提示することで請求される医療費が、高額療養費制度の自己負担限度額までとなるものが「限度額適用認定証」です。「限度額適用認定証」を取得するには申請が必要ですが、このように提示することで、支払う自己負担額を減らすことができ、後日、高額療養費として払い戻しを申請する手間もかかりません。

すでに入院してしまっている場合でも、その月のうちに「限度額適用認定証」を取得して、病院の窓口などに提示できれば、その月の医療費から自己負担限度額の範囲にできます。



「限度額適用認定証」の取得方法

国保年金課窓口で申請してください。

※ただし、国保税の滞納がある人には発行できません。

申請に
必要なもの

世帯主が申請をする場合：印かん、身分を証明するもの

世帯主以外の方が申請をする場合：世帯主の印かん、世帯主からの委任が確認できる書類（委任状・被保険者証・前年度の認定証 など）

【月あたりの自己負担限度額 70歳未満の被保険者の場合】

所得※1区分		3回目まで	4回目以降※2
ア	所得が901万円を超える※3	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	140,100円
イ	所得が600万円を超え、901万円以下	167,400円 医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	93,000円
ウ	所得が210万円を超え、600万円以下	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	44,400円
エ	所得が210万円以下 所得区分オの世帯を除く	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

【月あたりの自己負担限度額 70歳以上の被保険者の場合】

所得※1区分		外来	外来+入院（世帯単位）	4回目以降※2
Ⅲ	現役並み所得者 課税所得690万円以上※3	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円
Ⅱ		167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円
Ⅰ		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円
	一般※3 (課税所得145万円未満など)	18,000円	57,600円	44,400円
Ⅱ	低所得者	8,000円	24,600円	
Ⅰ	低所得者		15,000円	

※1 所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

※2 過去12カ月間に、同じ世帯で高額療養費の対象が4回以上あった場合は、この区分が適用されます。

※3 「限度額適用認定証」を必要としない区分

問 国保年金課（西館1階） ☎37・6101
税務課（西館1階） ☎37・6103